

# こんにちは 家畜保健衛生所です R4.6

## 畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、県等へ届出するとともに、排水基準値をクリアすることが必要です。

特定施設  
総面積  
50m<sup>2</sup>以上の豚房  
200m<sup>2</sup>以上の牛房  
500m<sup>2</sup>以上の馬房

### 畜産農業で注意が必要な水質項目

- ▶ 健康項目（全ての特定事業場が対象）  
アンモニア・アンモニウム化合物  
亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）など
- ▶ 生活環境項目（日平均排出水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場が対象）  
生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）  
浮遊物質（SS）・大腸菌群数・全窒素含有量・全りん含有量 など

県又は水濁法政令市に  
水質汚濁防止法に  
基づく届出が必要



畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。この度、硝酸性窒素等の暫定排水基準値が見直され、令和4年7月1日から施行されることになりました。排水基準違反には、罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値 (見直し後)	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	牛房施設：300mg/L 豚房施設：400mg/L	令和7年6月末	100mg/L 馬房施設は一般排水基準値
全窒素含有量 ※ 対象条件有	130mg/L (日間平均110mg/L)	令和5年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量 ※ 対象条件有	22mg/L (日間平均18mg/L)	令和5年9月末	16mg/L (日間平均8mg/L)

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、1年に1回以上の測定と記録と3年間の保存が義務付けられています。

本件について畜産課ホームページにも掲載しております

<https://www.pref.nara.jp/item/277834.htm>



お問い合わせ先 奈良県 畜産課 0742-27-7450  
奈良県 水資源政策課 0742-27-8737